

(趣旨)

第1条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通浴場 温湯または温泉を使用し、男女各1浴室に同時に多人数を入浴させる施設(以下「入浴施設」という。)であつて、その利用の目的および形態が地域住民の日常生活においてその健康の保持および保健衛生上必要不可欠のものとして使用されるものをいう。
- (2) 福利厚生浴場 国、地方公共団体、社会事業団体その他の団体または会社等が、特定人の福祉または福利厚生を目的として設置する入浴施設をいう。
- (3) その他の浴場 普通浴場および福利厚生浴場以外の公衆浴場をいう。

(設置の場所の配置の基準)

第3条 法第2条第3項に規定する設置の場所の配置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 新たに設置しようとする公衆浴場の設置の場所は、既設の普通浴場の浴場本屋と新たに設置しようとする公衆浴場の浴場本屋との直線による最短距離が500メートル以上離れた場所でなければならない。ただし、推定利用者の数、人口密度、土地の状況等を考慮し、市長が住民の健康の保持および保健衛生上特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- (2) 営業者がその許可に係る公衆浴場について福利厚生浴場またはその他の浴場から普通浴場に変更をしようとする場合にあっては、当該変更後の公衆浴場の設置の場所について前号の規定を適用する。
- (3) その他の浴場のうち家族風呂(主として同一の世帯に属する者またはこれに準ずる者が一時的に占有して使用することを目的とした温湯を用いる形態のその他の浴場をいう。以下同じ。)の設置の場所は、第1号本文に定める配置の基準によるほか、その設置により当該地域に居住する住民にとって日常生活においてその健康の保持および保健衛生上必要不可欠の入浴施設として存在する既設の普通浴場の存立に影響を与えないと市長が認める場所でなければならない。

(適用除外)

第4条 次に掲げる公衆浴場の営業の許可に係る場合については、前条第1号の規定は適用しない。

- (1) 福利厚生浴場を設置しようとする場合
- (2) その他の浴場(家族風呂を除き、かつ、当該その他の浴場の入浴料金が物価統制令(昭和21年勅令第118号)に基づく公衆浴場の入浴料金の統制額の5倍以上の額であるものに限る。)を設置しようとする場合
- (3) 既設の公衆浴場に家族風呂を併設しようとする場合
- (4) 温泉を加温しないで使用する公衆浴場(家族風呂を除く。)で市長が認めるものを設置しようとする場合
- (5) 普通浴場の営業者が、天災、事変、火災その他の事由により、同一の場所に普通浴場を新築し、増築し、または改築して引き続きこれを営業しようとする場合
- (6) 普通浴場の営業者が生前においてその営業を相続人に譲渡し、当該相続人が引き続き同一の場所で当該普通浴場を経営しようとする場合
- (7) 法人である営業者が解散した後、その法人の解散の際代表者であった者が、引き続き同一の場所で当該公衆浴場を経営しようとする場合

(普通浴場および福利厚生浴場について講ずべき措置の基準)

第5条 普通浴場および福利厚生浴場における法第3条第2項に規定する換気、採光、照明、保温および清潔その他入浴者の衛生および風紀に必要な措置の基準(以下「措置基準」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 浴室およびサウナ室には、湯気抜き、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けること。
- (2) 夜間は適当な照明を行い、かつ、停電その他照明事故のために、灯火、ろうそく等の予備設備を備えること。
- (3) 浴槽水は、随時温度計で検温し、常に適温に保つこと。ただし、温泉を加温することなく使用する浴場については、この限りでない。
- (4) 冬季の間、脱衣室に適当な防寒装置を備えること。
- (5) 清潔保持のため、脱衣室、浴室、入浴者用の便所、サウナ室、サウナ設備および露天風呂について次の措置を講ずること。
  - ア 常に清潔を保つように毎日清掃し、定期的に消毒すること。
  - イ アの規定にかかわらず、次に掲げる設備については、当該設備の区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講ずること。
    - (ア) 連日使用型循環浴槽水(24時間以上取り替えないで循環させ、およびろ過している浴槽水をいう。第22号および第23号において同じ。)を用いる浴槽および気泡発生装置等(気泡発生装置その他の大気中に多

- 数の液体の微粒子を発生させる設備(シャワーを除く。)をいう。同号および第24号において同じ。) 1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。
- (イ) 浴槽水のろ過装置、循環配管(浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させるための配管をいう。)および水位計配管(水位計に接続する配管をいう。) 1週間に1回以上洗浄し、および消毒すること。
- (ウ) シャワー 1年に1回以上その内部を洗浄し、および消毒すること。
- (エ) 集毛器 毎日清掃し、および消毒すること。
- (オ) 貯湯槽(湯を貯留する設備をいう。)および調節箱(洗い場の給湯栓またはシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。) 1年に1回以上清掃し、および消毒すること。
- ウ ねずみ、衛生害虫等を防除すること。
- エ 月1回以上は建具および窓全部を開放し、十分乾燥させること。
- (6) 浴室で使用する水について、次に定める水質基準に適合するよう管理すること。ただし、ア(ア)から(エ)までならびにイ(ア)および(イ)の基準については、市長の承認を受けた公衆浴場に限り、当該基準によらないことができる。
- ア 原水、原湯、上がり湯および上がり水が次に掲げる基準を満たすこと。
- (ア) 色度が5度以下であること。
- (イ) 濁度が2度以下であること。
- (ウ) 水素イオン濃度指数が5.8以上8.6以下であること。
- (エ) 全有機炭素の量が1リットル中3ミリグラム以下(これによることが困難であると認められる場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中10ミリグラム以下)であること。
- (オ) 大腸菌が検出されないこと。
- (カ) レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。
- イ 浴槽水が次に掲げる基準を満たすこと。
- (ア) 濁度が5度以下であること。
- (イ) 全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下(これによることが困難であると認められる場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下)であること。
- (ウ) 大腸菌群が1ミリリットル中1個以下であること。
- (エ) レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。
- (7) 入浴者用の出入口、脱衣室、洗い場、浴槽および便所を、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、福利厚生浴場であって、出入口等を男子用と女子用とに区別して設ける必要がないと市長が認めたものにあっては、男子用と女子用との区別を要しない。
- (8) 脱衣室、洗い場および浴槽は、外部から見通しができず、かつ、男子専用のものと女子専用のものの相互間にも見通しができないようにし、浴槽は、男女浴槽内の湯が直接通じないようにすること。
- (9) 脱衣室の床面は、清掃に適する構造とすること。
- (10) 公衆浴場(乳児が通常利用しないものを除く。)には、脱衣室で使用する衛生的な乳児用寝台を備えなければならない。
- (11) 脱衣容器、乳児用寝台等は、衛生保持に適する構造とすること。
- (12) 入浴者用の便所は、男女各脱衣室にそれぞれ併設し、はえおよび臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗い設備を使いやすい位置に設けること。
- (13) 浴室には、衛生上および危害予防上適当な洗い場および浴槽を設け、清潔で衛生的な湯および冷水を備え付けて、常に入浴者の使用に応ずることができるようにすること。
- (14) 洗い場および浴槽は、洗浄に適する構造とし、洗い場の床面積が浴槽の大きさに応じた広さを有し、かつ、排水に便利な構造とすること。
- (15) 浴室または脱衣室の利用しやすい場所に、飲用に適する証明を経た飲用水を供給する設備を設けること。
- (16) 浴室およびサウナ室は、汚水が公衆衛生上支障がないように排出されて処理される構造とすること。
- (17) サウナ室およびサウナ設備には、その利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置するとともに、必要に応じて湿度計を設置すること。
- (18) サウナ室およびサウナ設備には温度調節装置を備え、サウナ室には非常警報装置を備えること。
- (19) サウナ室にはボイラーを設けないこと。
- (20) 屋内の浴槽は、配管を通じて露天風呂の浴槽水が混入しない構造とすること。
- (21) 浴槽水は、常に豊富に補給し、かつ、毎日取り替えること。
- (22) 連日使用型循環浴槽水の取替えは、前号の規定にかかわらず、1週間に1回以上行うこと。
- (23) 気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
- (24) 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。
- (25) 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第1条第3号の薬湯の場合は、同条の申請書に付記した配合分量を常に維持すること。
- (26) 回収槽(浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。)内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。

- (27) 打たせ湯およびシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。
  - (28) シャワーは、その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。
  - (29) 上がり湯は、常に清潔に保ち、欠乏しないようにすること。
  - (30) 洗い場には、適当な数の洗いおけおよび腰掛けを備え、毎日洗浄し、定期的に消毒すること。
  - (31) 蒸気パイプ等は、直接入浴者に接触しないようにすること。
  - (32) 入浴者にタオル、くしまたはヘアブラシを貸与する場合は新しいものまたは消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は新しいもののみとすること。
  - (33) 浴室内においては、入浴者に排便その他不潔な行為をさせないこと。
  - (34) 保護を要する高齢者、幼児等で適当な保護者のないものは、入浴させないこと。
  - (35) 家族風呂を除き、7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、介助を必要とする者を入浴させる場合であって、風紀の保持に支障がないものとして市長が定める場合に該当するときは、この限りでない。
  - (36) 許可を受けた構造設備を変更して、公衆衛生上支障を来すおそれがある構造設備としないこと。
- (個室を設けるその他の浴場について講ずべき措置の基準)

第6条 個室を設けるその他の浴場(その他の浴場の一部に個室を設けるものの当該個室を設ける部分を含む。)における措置基準は、前条各号(第8号、第12号、第13号、第19号および第21号を除く。)に掲げる基準によるほか、次のとおりとする。

- (1) 個室には、脱衣場、洗い場およびシャワーまたは浴槽を設け、ならびに上がり湯を備えること。
- (2) 個室には、その内部が十分見通せる窓を設けるほか、外部から見通しができないようにし、出入口に鍵を設けないこと。
- (3) 個室には、畳、じゅうたん等を敷き、またはエアマット、スポンジマット、座布団等を置かないこと。
- (4) 個室には、ボイラーを設けないこと。
- (5) 浴槽水は、入浴者ごとに取り替えること。
- (6) 入浴者の使用に供する衣類は、入浴者ごとに消毒すること。
- (7) 入浴者に接する従業員には、清潔で、かつ、風紀を乱すおそれのない衣服を着用させること。
- (8) 個室には、風紀を乱すおそれのある文書、図面その他の物を展示しないこと。
- (9) 入浴者用の便所を設け、はえおよび臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗い設備を使いやすい位置に設けること。
- (10) 個室の照明の点滅装置は、当該個室の外に設けること。

(個室を設けないその他の浴場について講ずべき措置の基準)

第7条 個室を設けないその他の浴場における措置基準は、第5条各号(第13号、第19号および第21号を除く。)ならびに前条第1号、第3号、第4号および第6号から第8号までに掲げる基準とする。この場合において、第5条第7号中「福利厚生浴場であって、出入口等」とあるのは「出入口等」と、前条第1号中「個室」とあるのは「浴室」と、「脱衣場、洗い場」とあるのは「洗い場」と、同条第3号、第4号および第8号中「個室」とあるのは「浴室」とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月8日条例第51号)

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和4年12月8日条例第43号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。